

神戸市認知症と診断された者による事故に関する救済制度運用基準

平成 31 年 3 月 29 日

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 給付金事業（第 3 条―第 17 条）
- 第 3 章 賠償責任保険等事業（第 18 条―第 20 条）
- 第 4 章 細則（第 21 条）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この運用基準は、神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例（平成 30 年 3 月条例第 21 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項に規定する給付金（以下「給付金」という。）の支給その他必要な施策（条例第 9 条第 3 項第 3 号に規定する賠償責任保険に加入する施策に限る。ただし、神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例施行細則（以下「施行細則」という。）第 4 条第 2 項に規定する行方不明者の早期発見のための情報通信技術を活用した取組に係る施策を除く。）を講ずるために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この運用基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症と診断された者 施行細則第 2 条に定める方法により認知症と診断された者（認知症と診断された後、治癒して認知症でないと診断された者を除く。）をいう。
- (2) 事故 国内において、認知症と診断された者の行為が原因となり、人身傷害又は財物損壊を伴う損害が発生することをいう。
- (3) 被害者 事故により損害を受けた個人をいう（認知症と診断された者を含む。ただし、認知症と診断された者の自損事故の場合を除く。）。
- (4) 加害者 事故により損害を与えた個人をいう。

第 2 章 給付金事業

（給付金の種類及び申請権者）

第 3 条 条例第 8 条第 1 項に規定する給付金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、給付金の支給申請を行うことができる者（以下「申請権者」という。）は、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族給付金 事故が原因となり死亡した被害者（事故発生時に神戸市において住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）により記録されている者（以下「住民登録者」という。）に限る。以下次号から第 6 号及び第 8 号並びに第 4 条、第 7 条、第 14 条、並びに第 16 条において同じ。）の第 1 順位遺族（次条第 3 項の規定による第 1 順位の遺族をいう。）
- (2) 後遺障害給付金 事故が原因となり後遺障害を負った被害者
- (3) 入院給付金 事故が原因となり入院（保険診療に限る。）した被害者
- (4) 通院給付金 事故が原因となり通院（保険診療に限る。）した被害者
- (5) 財物損壊給付金 事故が原因となり自らの所有物に損害を負った被害者

- (6) 休業損害給付金 事故が原因となり休業した被害者
- (7) 被害者見舞費用給付金 前各号に規定する給付金の支給対象となる事故の被害者（この場合において、第1号中「に限る」とあるのは、「を除く」と読み替えるものとする。）に対し、見舞金を支払った加害者（住民登録者に限る。以下同じ。）
- (8) 類焼被害者見舞費用給付金 事故（火災に限る。）が原因となり、住宅及び住宅が所在する敷地内の家財が類焼した被害者（同一世帯に複数の被害者がいる場合は、当該世帯の代表者1名とする。また、当該住宅に複数の所有者がいる場合は、当該住宅の所有者のうち代表者1名とする。）に対し、見舞金を支払った加害者

2 申請権者は、給付金の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（遺族の範囲及び順位）

第4条 遺族給付金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時にあっては、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第2号の子と、その他のときにあっては同項第3号の子とみなす。

3 遺族給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

（給付金を支給しない場合）

第5条 給付金は、直接であると間接であるとを問わず、次の各号に掲げる事由に該当する場合、支給しないものとする。

- (1) 申請権者又はこの者の親権者若しくは後見人に故意がある場合
- (2) 申請権者の自殺行為
- (3) 地震若しくはは噴火又はこれらによる津波
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）
- (5) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用
- (6) 前号に規定するもの以外の放射線照射又は放射能汚染
- (7) 認知症と診断された者の自動車若しくは原動機付自転車の使用による事故又は認知症と診断された者以外の者の自動車若しくは原動機付自転車の使用による事故（ただし、財物損壊及び財物損壊に伴う休業損害を除く。）
- (8) 申請権者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤又はシンナーその他これらに類するものの使用
- (9) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）その他日本国の労働災害補償法令の給付を受けることができる場合
- (10) 申請権者の妊娠、出産、早産、流産又は外科手術その他の医療措置

- (11) 風土病
- (12) 申請権者に対する刑の執行
- (13) 申請権者の入浴中の溺水（入浴中の溺水が給付金を支払うべき事故によって生じた場合を除く。）
- (14) 原因がいかなる場合でも、申請権者の誤嚥によって生じた肺炎
- (15) 給付を行うことが、社会通念上適切でないと条例第 12 条に規定する神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）が判定した場合
（賠償責任保険等事業との関係）

第 6 条 給付金の支給前に、同一事故で、第 18 条第 1 項に規定する賠償責任保険の保険金が支給された場合、市長は、その保険金の額の限度において、給付金を支給しないものとする。
（遺族給付金の額）

第 7 条 遺族給付金の額は、1 事故につき被害者 1 人当たり 3,000 万円を限度とする。
2 前項の算定を行うにあたっては、自動車損害賠償保障法第 16 条に規定する政令で定める支払基準（以下「支払基準」という。）を用いることを常例とする。
（後遺障害給付金の額）

第 8 条 後遺障害給付金の額は、自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年政令第 286 号）第 2 条第 1 項第 2 号イ及び同条同項第 3 号ロからへまでに規定する額（ただし、同令別表第 1 第 1 級の保険金額を 3,000 万円と読み替える。）とする。
（入院給付金の額）

第 9 条 入院給付金の額は、次の各号に掲げる入院日数に応じ、1 事故につき 1 人当たり当該各号に定める額とする。
(1) 31 日以上 10 万円
(2) 15 日以上 30 日以下 5 万円
(3) 8 日以上 14 日以下 3 万円
(4) 7 日以下 2 万円
（通院給付金の額）

第 10 条 通院給付金の額は、次の各号に掲げる通院日数に応じ、1 事故につき 1 人当たり当該各号に定める額とする。
(1) 31 日以上 5 万円
(2) 15 日以上 30 日以下 3 万円
(3) 8 日以上 14 日以下 2 万円
(4) 7 日以下 1 万円
（財物損壊給付金の額）

第 11 条 財物損壊給付金の額は、1 事故につき 1 人当たり 10 万円を限度として、時価額又は修理金額のいずれか低い額とする。
（休業損害給付金の額）

第 12 条 休業損害給付金の額は、1 事故につき 1 人当たり 5 万円を限度とする。
（被害者見舞費用給付金の額）

第 13 条 被害者見舞費用給付金の額は事故の加害者が被害者（住民登録者を除く。）に支払った見舞金額（1 事故につき 1 人当たり 10 万円を超える場合は 10 万円を限度とする。）と被害者

が住民登録者の場合に第7条から第12条までの規定を適用して支給可能な額を比較して低い方の額とする。

(類焼被害者見舞費用給付金)

第14条 類焼被害者見舞費用給付金の額は、事故の加害者が被害者に支払った見舞金額（1事故につき1被災世帯当たり30万円を超える場合は30万円を限度とする。また、1事故における総支給額は1,000万円を限度とする。）とする。

(給付金の申請及び事故発生の通知)

第15条 給付金の支給を受けようとする申請権者は、事故及び被害状況の証明書、認知症の診断書（事故後に発行されたものである場合は、原則として市内の認知症疾患医療センターで発行され、委員会において事故当時に認知症であったことを判定するために推定発症時期その他必要な事項の記載があるものを用いるものとする。）その他市長が必要と認める書類を市に提出し、委員会の判定を受けなければならない。

2 前項の申請を行う権利は、その給付事由発生日から3年間これを行わないときは、時効によって消滅する。

3 前項の規定にかかわらず、給付金の申請を行おうとする者は、事故が発生したことを知った場合、遅滞なく第17条第1項に規定する損害保険会社に通知しなければならない。

4 第2項に規定する給付事由発生日は、別表のとおりとする。

(委員会の判定)

第16条 前条第1項の申請があった場合には、委員会は、速やかに給付金を支給し、又は支給しない旨の判定（支給する旨の判定にあつては、その額の定めを含む。以下同じ。）を行うものとする。

2 被害者に対して後遺障害給付金を支給する旨の判定があつた後に当該被害者が当該事故により死亡したときは、市長は、当該後遺障害給付金の額の限度において、当該被害者の死亡に係る遺族給付金を支給しないものとする。

(運用支援等)

第17条 市長は、給付金の支給その他必要な施策を円滑に講ずるための手段として、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の関係法令等に基づき選定した損害保険会社（以下「損害保険会社」という。）と運用支援契約及び約定履行費用保険契約を締結するものとする。

2 前項に規定する契約の委託料等は、予算の定めるところにより市長が負担する。

3 第1項に定める契約は、契約期間中に発生した事故に関して適用するものとする。

第3章 賠償責任保険等事業

(賠償責任保険等事業の実施)

第18条 市長は、認知症と診断された者（住民登録者に限る。以下同じ。）を被保険者とし、市長が保険契約者となる、支払い限度額2億円の賠償責任保険並びに支払い限度額100万円の傷害死亡及び後遺障害保険（以下「賠償責任保険等」という。）の契約を第17条第1項に規定する損害保険会社と締結する。

2 前項に規定する契約の委託料等は、予算の定めるところにより市が負担する。

(賠償責任保険等事業の申請)

第19条 賠償責任保険等への加入を希望する認知症と診断された者は、申請書、認知症の診断書

その他市長が必要と認める書類を提出し、登録申請を行わなければならない。

- 2 前項の申請があった場合、市長は、速やかに登録手続きを行うものとする。
- 3 前項の登録手続き完了後、市長は、申請者に登録手続き完了の通知を行うものとする。
- 4 認知症と診断された者は、第1項の申請後、認知症が治癒して認知症ではないと診断された場合又は市民でなくなった場合は、速やかに市長に申し出なければならない。
- 5 前項の申し出があった場合、市長は、速やかに登録解除の手続きを行うものとする。
- 6 前条第1項に規定する賠償責任保険等の保険金の請求を受けようとする者は、第17条第1項に規定する損害保険会社に請求するものとする。

(給付金との関係)

第20条 賠償責任保険等事業の登録者が加入する賠償責任保険の保険金が支給される前に、給付金が支給された場合、その給付金の支給額の限度において、第17条第1項に規定する損害保険会社は賠償責任保険の保険金を支給しないものとする。

第4章 細則

(施行細目の委任)

第21条 この運用基準の施行に関し必要な事項は、福祉局長が定める。

- 2 この運用基準に定めのない事項は、第17条第1項の規定に基づき契約する約定履行費用保険及び第18条第1項の規定に基づき契約する賠償責任保険等の保険約款の規定によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この運用基準は、平成31年4月1日から施行する。
- (準備行為)
- 2 市長は、施行期日前においても、運用基準の施行に必要な準備行為を行うことができる。

附 則

この運用基準は、令和3年12月3日から施行する。

別表（第 15 条関係）

給付金の種類	給付事由発生日
遺族給付金	医師等により死亡が確認された日
後遺障害給付金	症状が固定したと判断される日
入院給付金	最終入院日（入院日数が 31 日以上の場合は、入院日数が 31 日に達した日）
通院給付金	最終通院日（通院日数が 31 日以上の場合は、通院日数が 31 日に達した日）
財物損壊給付金	事故日
休業損害給付金	事故により最後に休業した日
被害者見舞費用給付金	事故日
類焼被害者見舞費用給付金	事故日